

## 参考 [会則]

第 5 条 本会に入会しようとする者は、細則に定める入会申込書に所定の事項を記載のうえ、これを本会に提出して入会の申し込みを行う。

第 16 条（第 1 項） 本会の事務局は、山口市企画経営課にこれを置く。

## 山口七夕会個人情報保護内規

第 1 条 山口七夕会会則第 5 条及び第 16 条第 1 項及び、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」（以下「法律」）及び山口市個人情報保護条例（以下「市保護条例」）に基づき、山口七夕会（以下「本会」）における個人情報の取り扱い（以下「個人情報」）に関して以下のように内規（以下「内規」）を定める。

第 2 条 本会における個人情報とは、本会入会希望者が入会にあたって本会事務局である山口市企画経営課（以下「事務局」）に提出した細則に定める入会届記載事項及びその後会員の申し出により修正された事項及び事務局が記載した会員管理上必要な事項及び全会員を網羅した会員名簿を言う。

第 3 条 事務局は法律および市保護条例及び当会内規を遵守して個人情報を管理するものとする。

2) 本会の個人情報の運用及び管理は、本部役職者の中より会長に直属する個人情報取扱責任者（以下「責任者」）を選任し、その任に当たらせる。

第 4 条 事務局は別途個人情報取扱細則（以下「細則」）にて規定する本会役職者に限定して個人情報を適宜提供する。

第 5 条 第 4 条により個人情報の提供を受けた役職者は法律、市保護条例及び内規・細則を遵守し、如何なる理由があろうとも本会活動の目的以外にそれを利用・提供・漏洩してはならない。

2) 上記第 1 項に違反して個人的目的又は第 3 者によって個人情報が使用され、結果本会又は会員に特段の不利益をもたらした場合、その民事・刑事上の責任の全て

は個人情報を使用・提供・漏洩した当該役職者が負い、本会・事務局はその責を一切負わない。

3) 会長は事務局と協議の上、上記第2項の当該役職者の役職を剥奪し、本会から除名する。山口市長は山口七夕ふるさと大使職を解任する。本項による役職・大使職剥奪・解任及び除名は会報及びホームページにおいて理由を付して記載公告する。

第6条 本会は会員相互の情報交換を活発化し、会員数を増加させる目的で、別途細則に定める事項に限定した会員名簿(以下「公開名簿」)を年1回発行配布できる。

2) 公開名簿の作成は第4条により提供された個人情報を基に、責任者が作成し、会長の承認を得たのち、総会後に発行される会報に同封して会員に配布する。

3) 限定事項を記載した公開名簿を発行するに当たって、入会申込書に記載同意を問う項目を入れ、又既会員よりは事前に同意をとらねばならない。

4) 会員は任意の時期に公開名簿記載同意不同意を変更できる。

5) 公開名簿記載不同意の会員欄は、会員番号のみの記載として他は空欄とする。

6) 公開名簿は記載同意不同意にかかわらず全会員に配布する。

第7条 個人情報の管理・取扱いにつき、事務局及び監査役は適宜適当と思われる方法により第3条第2項により選任された責任者及び第4条に規定された役職者を監査し、その結果を評議員会にて報告する。

第8条 本内規の解釈・運用に疑義が生じた場合は会長及び事務局の合議により決する。本内規の改廃は会長及び事務局の合同発議により、評議員会にて決する。

評議員会制定 令和5年1月7日